

7 新教支地第 1 2 3 号  
令和 7 年 6 月 2 日

事業（雇用）主 各位

新宿区教育委員会  
教育長 針谷 弘志  
(公 印 省 略)

### 保護者の家庭教育参加のための協力について（依頼）

日頃より新宿区の教育事業にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

事業（雇用）主のみなさまにおかれましては、子育て中の保護者が学校行事、PTA 活動及び地域の行事に参加する際には、ぜひ休暇の承認や職務の免除等へのご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

#### 新宿区教育委員会の取り組み

次世代を担う子ども達の心豊かで健全な育成のために、保護者会などの学校行事や、地域行事への参加を働きかけるとともに、家庭教育講座の開催をはじめとする P T A 活動を支援しています。そして、保護者の方々に子育てへの関心を持っていただき、保護者同士の交流を深めることで家庭の教育力向上を目指しています。保護者が安心して働きながら子育てできる社会づくりのため、ワーク・ライフ・バランス憲章に沿った働き方を官民連携のもとで推奨しています。

#### 参考法規等

##### ●次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

第 5 条 「事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。」と定めています

##### ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（平成 19 年 12 月 18 日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議策定）

仕事と生活の調和が実現した社会の定義 「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」